

（速度抑制装置）

第323条 速度抑制装置の速度制御性能に関し、保安基準第66条の14の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 別添127「特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
- 二 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - イ 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの
 - ロ 特定小型原動機付自転車の使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの